



厚木ロータリークラブ週報

JAPAN 第2780地区

Atsugi Rotary Club Weekly

会 副 幹 副 会	長 事 副 事 報	高 前 常 高 黄	橋 田 磐 重 高 橋 金 井	宏 一 雄 浩 巳
-----------------------	-----------------------	-----------------------	--------------------------------------	-----------------------

ロータリーを实践しみんなに豊かな人生を

2013～2014 国際ロータリー会長 ロンD. パートン

例会場 厚木商工会議所 5F 大会議室

例会日 毎週火曜日 12:30～

事務所 厚木市栄町1丁目16番15号 厚木商工会議所内

<http://www.atsugi-rotary.jp> メールアドレス info@atsugi-rotary.jp TEL.046-222-5811 FAX.046-222-5821

第2604回例会(4月8日)☆司会 十亀健志 副SAA

点鐘 …高橋 宏会長

斉唱 …奉仕の理想

会長報告

◎R日本事務局 より

・「奉仕プロジェクトの流れ(ライフサイクル)」
ウェビナーシリーズ

第4回 プロジェクトの実施

◎ガバナー事務所 より

・財団室NEWS

◎厚木市社会福祉協議会 より

・平成26年度厚木市社会福祉協議会一般会費納入
について

幹事報告

◎例会変更

・大和RC

4月29日(火) → 祭日休会 (昭和の日)

5月 6日(火) → 祭日休会 (振替休日)

5月20日(火) → 5月25日(日)(第3回家族会)
家族例会へ振替の為 休会

・相模原大野RC

4月16日(水) → 12:30点鐘「横浜うかい亭」

4月23日(水) → 4月20日(日)地区協議会

5月14日(水)社会奉仕活動【献血啓発活動】

時間 / 10:30～16:00(12:00～13:30休憩)

場所 / 相模大野駅前コリドー

・座間RC

4月30日(水) → 取り止め休会

定款第6条第1節(C)による

5月21日(水) → 夜間例会

場所 / 居酒屋「さまのやまちゃん」

座間市入谷5-1678-3 第1熊切ビルB1F

点鐘 / 18時30分

◎週報

・座間RC

スマイル

高橋 宏会長・常磐重雄幹事

先週のRCコンペは多数の参加ありがとうございました。当日は天気もよく、桜も最高で幹事の皆様ありがとうございました。又、夜間例会では、元湯玉川館の山本さん、黄金井酒造さんの桜ビール大変おいしかったです。親睦委員の皆様おつかれさまでした。

高橋 宏会長

4月7日長女理香の誕生日でした。すっかり忘れてしまい、ごきげん斜めでしたので、自分を戒める為スマイルします。年頃なので早く嫁にでもいってほしいかと思う今日この頃……

山本淳一君

春の親睦例会にはご利用下さしましてありがとうございました。8分咲きの「百年桜」は枝も少なくなってきましたが112年変わらぬ花を見せてくれてます。

今日のお祝い 「おめでとうございます。心よりお慶び申し上げます。」

* 会員誕生日

小林 透君(16日)

田口周介君(19日)

* 夫人誕生日

具島健太郎君(美香夫人16日)

* 結婚記念日

鈴木茂男君(20日)

今日の例会 (2014年4月15日)

ロータリー雑誌月間「これからの『ロータリーの友』」

担当: 雑誌広報年史委員長 本多正彦君

ロータリーの友・地区代表委員 海老名RC

講師: 高橋 晃氏

次回の例会 (2014年4月22日)

次年度委員会例会

担当: 次年度会長 前田賢一君

親睦活動委員会 鈴木茂男君

4月1日の春の親睦例会多数のご参加ありがとうございました。玉川館さんお世話になりました。楽しい時間を過ごせました。

鈴木茂男君

事業所開設のお祝いありがとうございます。

前田賢一君

先週の夜の例会が誕生日の当日で祝って頂き、今日も、御祝をありがとうございます。先週コンパニオンさんたちにハグしてもらったの写真も先程もらいました。人に見られないよう大切にしまっておきます。

壽永純昭君

久しぶりに卓話を担当します。あまり身近かな話ではありませんが、我々のクラブの未来への方向性を考える重要な内容です。よろしく。本日は何んの日？花まつりお釈迦様の誕生日！

小林 透君

先日の厚木RCゴルフコンペにおいて神の助けのハンデに恵まれて優勝してしまいました…「棚ぼた」です。ありがとうございます。スコア90を切れなかったらゴルフを辞めようと思ってましたがギリギリ89のスコアで辞める事は出来ませんでしたのでもう少しがんばってみます。

吉川博宣君

4月1日より弊社厚木支店が売上増大により厚木支社となりました。これも多くの皆様のおかげだと思っております。ありがとうございます。又先週のゴルフコンペでは前回優勝の後ハンデに恵まれずブービー賞となり再度次回幹事をさせていただきます。よろしくお願い致します。

卓話「2013 規定審議会報告」

丸田隆弘君

先週はゴルフコンペ、親睦例会とロータリー日和お疲れ様でした。私はその後、高橋会長と和田さん、前島さんと更に親ぼくを深めました。ありがとうございます。また私事ですが一昨日ゼクシオカップというオープンコンペで優勝してしまい、宮崎フェニックスでの全国大会に出場することになりました。

十亀健志君

事業所開設・入会記念 ダブルお祝いありがとうございます。入会して4年が経ちました。これからも宜しくお願いします。

今日のお花



蘇芳(すおう) (壽永純昭君)

担当：壽永純昭君



壽永純昭君



高橋 宏会長

2016年規定審議会立法案の提出方法

各クラブはロータリー活動をより活性化させるために、組織規定等を3年に一度改正するための提案ができます。2016規定審議会に立法案を提出することをお考えのクラブは、制定案または決議案を提出する際に以下の説明をご参照ください。

制定案

制定案により改正できるのは、組織規定文書（RI定款、RI細則、標準ロータリークラブ定款）のみとなります。対象となる文書をダウンロードしたワード文書をご使用の上、変更する部分を明示（下線または抹消線を使用）して下さい。ダウンロードについてご不明な点はお問い合わせください。

制定案の起草するにあたっては以下の方法があります。

1. 組織規定文書のどの部分を変更したいかを判断する。
2. 変更に関するキーワードで文書内を検索し、関連箇所を探す。
3. 変更を入れる組織規定文書の条項に言及しているほかの部分を探す。

決議案

決議案は、RI組織規定文書の改正を伴わない決定を規定審議会に要請するものです。決議案を提出するかどうかを検討する際には、その趣旨が世界の全ロータリアンに影響をもたらすものか、もしくは比較的少数のロータリアンに限定して影響をもたらすものかを判断してください。提案の趣旨が限定されたロータリアンのみに影響する場合、または、迅速に対応が必要であると思われる場合には、決議案としてではなく、RI理事会に対する請願書として提出することを検討して下さい。その趣旨が世界の全ロータリアンに影響する場合には、決議案を提出するのが適切です。決議案の提出は、決議案の定型書式を使用してください。

立法案の作成について

立法案には以下の項目を含める必要があります。詳細は2013立法案集をご参照下さい。

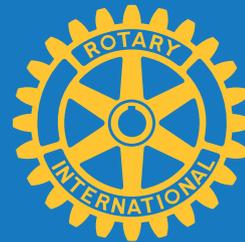
- ・提案者(クラブ名)
- ・地区による立法案の承認方法:地区大会
- ・「趣旨および効果」の声明文(300字以内)
- ・変更部分を(下線または抹消線を使用)明示した組織規定のワード文書(制定案用)、または決議案の文面をタイプしたワード文書(決議案用):別紙参照

立法案の提出について

クラブは、以下の手続に従って立法案を提出してください。

1. クラブの理事会が会員に立法案を提出し、例会でこれを採択する。
2. 採択された立法案を、クラブが採択したことを証明するクラブ会長と幹事の署名入りの書簡(添付)を添えた上で、地区に送付する(地区での審査のため、2014年7月31日までに地区にご提出ください)
3. 地区大会(2014年10月18日)で地区内クラブ(会員数により持ち票が異なる)の投票で地区の承認を得る。地区の承認を受けていない立法案は、審議会に提出されません。

2013年規定審議会決定に伴う変更事項



4月に開催された規定審議会による方針の変更、国際ロータリー理事会と財団管理委員会による決定、さらに新しいロータリー奉仕の導入の結果、研修資料の記載内容に多くの変更が必要となりました。その概要は以下の通りです。最新のクラブ定款および細則については、ウェブサイト(www.rotary.org/ja)を参照してください。

全般的な情報

全ロータリアンに当てはまる変更は以下のとおりです。

- 奉仕の第五部門の名称が、「新世代奉仕」から「青少年奉仕」に変更されました。方針およびプログラムの内容に変更はありません。
- 「地区協議会」という名称が、「地区研修・協議会」に変更されました。この会合に関連する方針は、従来と変わりありません。
- クラブ会員増強を目指し、衛星クラブが公式に承認されました。
 - 衛星クラブは、スポンサークラブと異なる場所と日時において例会を行います。その会員は、スポンサークラブの会員でもあります。
 - 衛星クラブは、スポンサークラブと同じ地域に所在し、将来、独立したロータリー・クラブとなることもできます。
 - 衛星クラブの例会への出席は、欠席したクラブ例会に対するメイクアップ手段として認められます。
 - 衛星クラブの例会には、スポンサークラブの役員が定期的に出席します。
- 米国とカナダに限らず、すべてのクラブにおいて、各会員がロータリーの雑誌の講読方法を、電子版または印刷版のいずれかから選ぶことができるようになりました。
- 各地区におけるEクラブの上限数がなくなりました。
- 子どもの世話または配偶者の仕事の手伝いのために仕事を中断した人は、または同じ理由のために仕事をすることがない人も、正会員の資格が認められます。
- クラブ目標の設定・提出は、「効果的なロータリー・クラブとなるための活動計画の指標」の書類に代わり、ロータリークラブ・セントラル(www.rotary.org/jaから入って利用するオンラインツール)を用いて行われることになりました。

クラブ・レベルでの変更

2012年版「クラブ役員キット」が改訂されて以来、以下の方針に変更が加えられました。

以下の変更項目は、「クラブ会長要覧」第3章、「クラブ幹事要覧」第2章、「クラブ会計要覧」第1章に影響します。

- 半年ごとの人頭分担金の金額が、2013-14年度の26米ドル50セントから、2014-15年度に27米ドル、2015-16年度には27米ドル50セント、2016-17年度には28米ドルに変更されます。
- 会員数が10人未満のクラブは、これまでのように10人分ではなく、実際の会員数に基づいた額を支払うことになりました。
- 自然災害などにより甚大な被害を受けた地域のクラブから要請があった場合、理事会は、そのクラブに対し人頭分担金を減免、または支払いを猶予できるようになりました。
- 現会員がほかのクラブへの移籍する場合、または元会員がクラブに再入会する場合、入会金を再度支払わなくともよいことになりました。
- 地区大会において、会員数が25～37名のクラブは1人の選挙人を持つ資格を有し、38名～62名のクラブは2人の選挙人を持つ資格を有し、63名から87名までのクラブは3人の選挙人を持つ資格を有する、というかたちになります。各選挙人は1票を投ずる権利を有します。今後、2票以上の投票権を有するクラブは、すべての票を同じ候補者(または提案)に投じるものとし、そうでない場合、そのクラブが投じた票はいずれも無効となります。

以下の変更項目は、「クラブ会長要覧」第4章および「クラブ幹事要覧」第1章に影響します。

- クラブ幹事は、クラブ理事会の正式なメンバーとなります。副会長および会場監督もクラブ細則の定めるところに従って、クラブ理事会のメンバーとすることができますが、これは義務付けられていません。

以下の変更項目は、「クラブ幹事要覧」第2章に影響します。

- クラブ会員の出席規定を満たすには、以下の方法があります。
 - メークアップを含むクラブ例会出席率が少なくとも50パーセントに達しているか、クラブのプロジェクトおよびその他の行事や活動に少なくとも12時間参加する。または、バランスの取れた割合でその両方を満たす。
 - 年度の各半期間に、所属クラブの例会総数のうち少なくとも30パーセントに出席、またはクラブのプロジェクトおよびその他の行事や活動に参加する(ガバナー補佐は、この義務を免除されます)。
- 会員が健康上の理由から12カ月間を超えて欠席となる場合は、クラブ理事会が改めて、当初の12カ月の後に、さらに一定期間の欠席を認めることができます。そのような健康上の理由による欠席は、クラブの出席記録上で欠席として算入されません。
- (会員の年齢に関わらず)ロータリー歴と会員の年齢の合計が85年以上である場合は、出席規定の適用が免除されます。
- (現役のRI役員自身に加え)その配偶者に対しても、出席規定の適用が免除されます。
- 理事会が正当かつ十分な理由による会員の欠席を認めた場合(ロータリークラブ定款第9条第3節a)の下に出席規定の適用を免除された場合、その会員と

会員の欠席は、出席記録に含まれず、クラブにおける出席率の算出に含まれないことになりました。

- 移籍会員が前に所属していたクラブが、その会員が元クラブに対して金銭的債務を負っていないことを示す文書を、(そのような文書の要請から)30日以内に提供しなかった場合、その会員は元クラブに対して債務を負っていないと見なされます。

地区レベルでの変更

2014-15年度版「ガバナー要覧」が改訂されて以来、以下の方針に変更が加えられました。

全般

- 理事会が地区の境界を廃止、あるいは変更する権限を持つ地区の最低ロータリアン数が、1,200人から、1,100に変更されました。

第4章. 地区の運営

- ガバナーの任務に、以下の項目が加えられました(補遺10にも同様の変更)。
 - 地区内クラブの定款と細則が、最新の組織規定を順守していることを確認する(特に規定審議会の開催後)
 - ガバナーの選挙の際、各クラブ用に一枚の投票用紙を準備する(RI理事会が定めた投票用紙の代わり)。
- RIBIにおいて、地区大会や地区審議会でクラブが正式に立法案を承認することが不可能な場合、地区決議会合で承認することが新たに可能となりました(第5章でも同様の変更)。

補遺10: 地区ガバナー・ノミニー選出の推奨予定表

- ガバナーとして就任する日の直前24カ月以上36カ月以内に選出されたロータリアンは、「ガバナー・ノミニー・デジグネート」という肩書を担います。ガバナーに就任する2年前の7月1日にガバナー・ノミニーの肩書を担うことになります。
- 地区大会における投票手続きが次に用に変更されました。
 - 地区大会において投票でガバナー・ノミニーを選ぶ場合、各クラブはそのクラブのすべての票を投じる選挙人を一人指定します。
 - クラブがガバナー・ノミニー対抗候補者を支持する場合、所定の手続きを踏んだ上、1名のみを支持できます。
 - ガバナー指名委員会は、1名のパストガバナーを副ガバナーに選出します。副ガバナーの役割は、ガバナーが一時的あるいは恒久的にガバナーとしての任務の続行が不可能となった場合に、ガバナーの後任となることです。

出席報告 <会員37名、出席対象32名>

3月25日例会 確定出席率96.77%	4月8日例会 出席29名 欠席3名 出席率90.63%
<事後メイク> 西迫 哲君 (3月28日/厚木県央RC) 小山賢司君 (4月2日/厚木中RC)	<欠席> 米山尚登君、小山賢司君、田口周介君、